

自動販売機設置事業者募集要項

1 自動販売機設置目的

市有財産の有効活用を図り、市の自主財源の確保及び市民サービスの向上と災害時における被災者等への緊急飲料水の確保を目的とする。

2 参加資格

次の用件を全て満たす事業者であること。

- (1) 公共の安全及び福祉を脅かす恐れのある団体又はそこに属するものでないこと。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第3条及び第4条による指定を受けた指定暴力団及びその暴力団員ではないこと。またこれら暴力団及び暴力団員と、社会的に非難されるような関係を有していないこと。
- (4) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でないこと。
- (5) 自動販売機設置業務において、管理・運営する実績を有していること。
- (6) 市政への協力ができる事業者であること。

3 規格及び設置条件

- (1) 大きさ

別紙1「配置図」に記載されている規格を超えないこと。

- (2) 環境対策

- ① 省エネルギー

「照明の自動点滅・減光」、いわゆる「学習省エネ」及び「ピークカット」並びに「真空断熱材やヒートポンプ採用」など、消費電力量の低減に資する技術等を導入した機種とすること。

- ② 低GWP冷媒機

地球温暖化係数（GWP）の低い、二酸化炭素（CO₂）、炭化水素（HC）、又はハイドロフルオロオレフィン（HFO1234yf）等を冷媒として採用した機種とすること。

- (3) 災害対策

設置する機種は全て停電時にも対応できる災害救援型の自動販売機とすること。

- (4) その他

可能な限りキャッシュレス機能を付けること。

硬貨及び紙幣が変更となった場合は、速やかに対応すること。

4 設置上の遵守事項

(1) 許可条件について

別紙2「許可条件」を遵守すること。

(2) 設置期間

令和8年4月1日～令和11年3月31日

(3) 設置場所

施設名 (電話番号)	設置場所	所在地	台数
東スポーツセンター (048-222-4990)	1階～4階	東領家 2-27-1	9台
西スポーツセンター (048-251-6377)	地下1階～4階	川口 6-9-29	8台
北スポーツセンター (048-296-0761)	江川運動広場	大字赤山 1143	1台
新郷スポーツセンター (048-281-5834)	1階	大字東本郷 80	5台
	赤井少年サッカー場	大字赤井 525-1	1台
芝スポーツセンター (048-266-6240)	1階～2階	芝高木 2-12-52	8台
	施設前(屋外)		2台
	上谷沼運動広場	大字芝 7184-1	1台
	芝第2グラウンド	大字芝 6256	1台
安行スポーツセンター (048-296-1200)	1階及びプール棟1階～2階	大字安行領家 880	6台
	野球場前(屋外)		2台
鳩ヶ谷スポーツセンター (048-283-1381)	鳩ヶ谷武道場2階	鳩ヶ谷本町 1-12-19 (048-285-2424)	1台
	辻庭球場	南鳩ヶ谷 7-21-2	1台

※ 詳細は別紙1「配置図」、別紙3「公募物件一覧表」を確認すること。

※ 現場説明会は開催しない。

(4) 安全対策

① 転倒防止

「自動販売機の据付基準」(JIS規格)及び「自動販売機据付基準マニュアル」(日本自動販売機工業会作成)を遵守して措置を講じること。

② 食品衛生

「食品、添加物等の規格基準」(食品衛生法)及び「自動販売機の食品衛生に関する自主的取扱要領」(業界自主基準)等を遵守し、販売の衛生管理に万全を尽くすこと。

③ 防犯対策

硬貨選別装置及び紙幣識別装置のプログラム改変により、偽造硬貨又は偽造紙幣の使用による犯罪の防止に万全を尽くすこと。また、屋内設置であっても「自販機堅牢化基準」（日本自動販売機工業会作成）を遵守し、犯罪防止に努めること。

5 管理運営

(1) 販売商品

- ① 清涼飲料水以外の販売は行わないこと。
- ② 商品価格は定価以下とすること。

(2) 使用済みの容器の回収

空き缶・ビン等のゴミの回収は設置施設や他業者と調整し、周辺の整備清掃を心がけること。

(3) 設置及び管理

- ① 光熱水費は設置者負担とすること。自動販売機毎に使用量を計測するメーター（子メーター）を取り付け、それにより算出された料金を市が定める期日までに市が発行する納入通知書により納入すること。

電気料金の算定方法は以下のとおり

(基本料金) × (6ヶ月) + {(6ヶ月後のメーター) - (設置時のメーター)} × (電気料金)

467.63 円 × 6ヶ月 + { _____ kw - _____ kw } × 29.80 円

※東京電力㈱の電気料金の変更等があった場合は、変更後に準じ加減して算定する。

- ② 設置及び撤去に伴う工事費等の一切は設置者負担とする。
- ③ 中身商品の補充、売上金の管理、つり銭の補充等の一切は設置事業者負担とする。
- ④ 人身、物損、盗難、紙幣・硬貨のつまり、販売商品の不良、その他事故等のトラブルについては、設置事業者が当事者に対し、責任と誠意をもって迅速に解決するとともに、設置事業者（責任者）の常に連絡の取れる連絡先を明確に表示すること。なお、解決に至るまでの間、商品の販売を継続することが不適当と認めるときは、各スポーツ施設の判断により商品の販売を一時中止することができるものとする。また、市の責に帰する事由による場合を除き、設置事業者がその責を負う。
- ⑤ 設置事業者において、消費期限の確認等、安心した高品質の商品を提供するための品質保障活動を行うこと。
- ⑥ 設置事業者において、専門技術サービス員による保守業務を随時行って維持に努めること。
- ⑦ 行政財産使用料納入については、上半期（4月～9月）・下半期（10月～3月）の2回に分けて納入すること。また、その際には市指定の様式で売上報告を行い、誓証資料を添付すること。
- ⑧ その他問題があった場合は、双方協議すること。

6 申込手続

(1) 提案書等の提出

以下の提出書類をスポーツ課に持参にて提出すること。

- ① 自動販売機設置に係る**提案書（ア・イ）**・・**様式第1号**
- ② 設置機のカタログ（販売品目、外形寸法等がわかるもの）・・・任意形式
- ③ 自動販売機設置希望場所一覧・・**様式第2号**
- ④ 会社概要（全事業所、管理・企業実績が記載されているもの）・・任意形式
- ⑤ 川口市でのスポーツ関係事業への協力実績が証明できるもの
(後援協力のわかるパンフレット等 (R2～R4 年度分))・・任意形式
- ⑥ 川口市での市関係事業（スポーツ以外）への協力実績が証明できるもの
(後援協力のわかるパンフレット等 (R2～R4 年度分))・・任意形式
- ⑦ 川口市公共施設への設置実績が証明できるもの（許可書の写し等）
・・任意形式
- ⑧ 他市区町村の公共施設での設置実績が証明できるもの（許可書の写し等）
・・任意形式

※①**提案書（イ）**について、提案施設のランクごとの提出とする。

※①～⑧（①（イ）以外）について、各社1部の提出とする。

※事業実績について、市と提案業者は直接契約した実績に限る。

下請け等による実績は不可

(2) 提出受付期間

令和8年1月20日（火）～令和8年1月27日（火）17時（厳守）

(3) 注意事項

- ・提出書類の返却及び提出後の書換えや撤回はできない。
- ・提出書類は、川口市情報公開条例に基づき公開する場合がある。

7 質問

(1) 質問方法及び受付期間

質問は、令和7年12月23日（火）から令和8年1月13日（火）17時（厳守）までに、**質問書（様式第3号）**の様式を使用し、原則 E-mail にて提出すること。

E-mail : 200.04000@city.kawaguchi.saitama.jp

（誤送信を防ぐため、送信後は確認の電話をすること。）

※受付期間外や様式によらない質問は、一切受け付けない。ただし、応募手続き等事務手続きに関する質問に関しては、この限りではない。

(2) 質問への回答

質問事項及び回答は、取りまとめて令和8年1月16日（金）に川口市ホームページに掲載する。

8 設置事業者の決定方法

(1) 書類審査

提出された提案書等の審査を行い、総合得点の高い事業者を決定とする。なお、総合得点が同点の場合は、下記評価項目A点の高い事業者を上位とし、また同点の場合はB点の…と順に審査する。

① 自動販売機設置に係る提案書（ア・イ）

提案書（イ）は、希望スポーツセンター・希望ランクごとに提出すること。

（例：応募例①の場合…5枚）

② 提案方法

事業者は各スポーツセンター・各ランクにつき1台の自動販売機を提案することができる。（同じスポーツセンターで、A・B同時の提案可）。

応募例①

- ・東スポーツセンター Aランク
- ・東スポーツセンター Bランク
- ・西スポーツセンター Aランク
- ・北スポーツセンター Bランク
- ・安行スポーツセンター Bランク

応募例②

- ・西スポーツセンター Aランク
- ・西スポーツセンター Aランク
- ・芝スポーツセンター Bランク

評価項目及び評価点

評価項目	評価ポイント	配点
A 緊急時対応力	事業拠点により評価	10
B 市政への貢献度	市のスポーツ関係事業	5
	市関係事業	5
C 事業実績	川口市施設への設置実績	5
	他市区町村での設置実績	5
D 提案割合	以下の%内の整数で提案すること。 ・A : 30~50% ・B : 20~50%	70
合計		100

(2) 設置場所決定方法

総合得点の高い順に自動販売機設置希望場所一覧（様式第2号）に記載された希望場所順位にて決定する。（望まない場所の設置となった場合でも提案の撤回は不可。）

また、事項8（4）決定の取り消しが生じた場合については、総合得点の高い順に設置を決定とする。

(3) 決定時期及び公表

- ① 決定事業者公表日
令和8年2月中旬（予定）
 - ② 決定通知の方法及び公表
設置事業者決定は、全ての提案事業者に書面にて通知する。結果については、川口市のホームページ上に公表する。
- (4) 決定の取り消し
- 次のいずれかに該当する場合は、設置予定事業者としての決定を取り消すものとする。
- ・不正行為や虚偽の申請
 - ・募集に関する規定等の違反
 - ・社会的信用を損なう行為等により、設置事業者としてふさわしくないと判断したとき

9 決定後手続

- ・自動販売機設置に関する覚書の締結
- ・行政財産目的外使用申請の提出

10 その他

- ・使用許可の手続きに関する一切の費用については、設置予定事業者の負担とする。
- ・設置決定後については、各施設と設置日程等調整のうえ、自動販売機を設置すること。
- ・設置予定事業者は、自動販売機設置に関する覚書（様式第4号）を市と取り交わすこと。
- ・使用許可期間中の天災（地震、津波、落雷、暴風雨、洪水、火災等）、人災（戦争、テロ、暴動等）及び施設の休止、廃止等、自動販売機設置の継続が困難な場合において、いかなる理由であろうと市に対して損害賠償その他一切の請求はできないものとする。

問合せ先

川口市教育委員会スポーツ課管理係 担当 板倉
住 所：〒332-8601 川口市青木2-1-1
電 話：048-259-7657
F A X：048-258-3400
E-mail：200.04000@city.kawaguchi.saitama.jp